令和7年度小型除雪機貸出運営業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、市が所有する40台の小型除雪機を町内会等の団体に貸し出すため、貸出日程の調整や機械の運搬、操作方法・安全管理の説明を行うものである。

2 業務内容

本業務に含まれる内容は以下のとおりとする。

T\X	務に含まれる内谷は以下のとる 項 目	内容
		機械配送・回収および操作方法・安全管理等について実施計
1	計画準備	一個を立てる。
<u> </u>		小型除雪機の配送・回収について、各貸出団体(以下、各団
2	貸出日程調整	小室陽雪機の配送・回収について、骨質田団牌(以下、骨団 体)と日時、受取人氏名、配送・回収場所(住所)等の調整を
		体)と口は、文政人以名、能区・四収場が「住所)等の調金を 行う。
		11 7。 貸出しは原則として令和 7 年12月12日(金)までに終えるこ
		貝山しは原則として中和/中12月12日(並)までに終えると ととする。
		CCya。 全ての日程調整が終わった段階で担当職員に報告を行い、変
		更が生じた場合も随時報告を行う。
	機械の配送	調整した日程で、各団体に小型除雪機及び貸出備品を配送す
1		各団体への引渡し時には、機械本体及び備品の状態、並びに
		引渡しの様子や保管場所等の写真撮影を行う。
		なお、引渡し時は、身分証を提示してもらうなどにより、受
		取予定の方であることを確認したうえで引き渡すこと。
		│ _ また、適宜、担当職員に各団体への配送終了の旨、報告する
3		小型除雪機(40台)及び貸出備品は、配送前日もしくは配送
-		当日に保管場所(発寒融雪槽:西区発寒14条14丁目1081)での
		引き取りを基本とする。
		引き取り日時等の詳細は、担当職員と協議とすること。
		※貸出備品…除雪機カバー、ガソリン携行缶、盗難防止用ワイ
		ヤー、南京錠、工具・シャーボルト(オーガ・ブ
		ロワ)、取扱説明書 ロワーク
		貸出期間中は、代替の小型除雪機(2台)の保管場所を受
		託者が用意することとし、市の保管場所(発寒融雪槽:西区発
		寒14条14丁目1081)からの配送を合わせて行うこと。
		小型除雪機の配送時に現地にて、各団体に対して、説明資料
4	操作方法・安全管理の説明	を活用し、操作方法、安全管理、トラブル発生時の問合せ等に
		ついて説明と質問等への対応を行う。
	5 トラブル発生時の1次対応	受注者は、各団体から小型除雪機のトラブルについて連絡が
		┃ あった場合、1次対応として、以下の①~⑤について実施す ┃
		る。
		①電話による状況把握(故障時の状況、けがの有無、トラブル
		解消方法の説明等)を実施する。
		②電話によるトラブル解消が難しい場合、現地にて状況把握
		(トラブルの特定、状況写真の撮影)を実施する。
		③トラブルへの対応状況を整理し、担当職員への電話・メール
5		での報告とする。
		④1次対応で解消できない場合は今後の対応に向けた調整を担
]		当職員と協議する。
		⑤担当職員の指示に基づき、代替の小型除雪機を貸し出す場合
		は、各団体の指定場所まで配送を行う。故障した小型除雪機
		は、受注者が回収し保管場所に返納すること。
		※代替の小型除雪機は、2回程度の貸し出しを想定。
		※③について、電話受付時間は、市役所の開庁時間とする。
		※シャーボルト(オーガ・ブロワ)の交換は受注者が1次対応
		で実施すること。
		なお、トラブルでの現地対応は、過去の実績から期間中8回
		程度を想定している。

	機械の回収	小型除雪機40台について、調整を行った日程に合わせて各団 体から回収する。
		適宜、担当職員に各団体からの回収終了の旨、報告すること。
6		こ。 回収時には、小型除雪機の貸出前後の外観比較のため、機械 本体及び備品の状態について写真撮影を行う。
		※回収完了時には、小型除雪機は保管場所(発寒融雪槽:西区 発寒14条14丁目1081)まで返納すること。
		※小型除雪機については、回収時に故障箇所があれば状況を報告すること。
7	打合せ	着手時、納品時の計2回

3 業務期間

契約書の示す着手の日から令和8年3月27日(金)までとする。

4 完了時の手続き 業務完了時には、完了届及び「5 成果品」を担当職員に提出すること。

5 成果品

(1) 報告書(A4版カラー印刷)

1部

(2) 報告書の電子データ

1部

(3) 貸出前後の写真データ(小型除雪機の管理№ごとに整理したもの) 一式

6 その他

本業務に関する疑義や詳細については、担当職員と協議すること。